

第 5 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 17 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 15 年亀岡市条例第 38 号）に基づくものとする。

第 8 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成 27 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間 0. 0 5 月分引き上げること。

ア 平成 2 7 年 1 2 月に支給した期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
1 2 月	1. 6 2 5 月分	1. 6 7 5 月分

イ 平成 2 8 年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6 月	1. 4 7 5 月分	1. 5 0 月分
1 2 月	1. 6 7 5 月分	1. 6 5 月分
合計	3. 1 5 月分	3. 1 5 月分

- 2 給与について、病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づくこととすること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用すること。ただし、1 のイ及び 2 の改正については、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行すること。